

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第1項の規定により、町方町・通横町第一地区市街地再開発組合の事業基本方針の変更を認可したので、同法第19条第2項の規定により公告する。

令和3年1月15日

静岡県知事 川勝平太

1 組合の名称

町方町・通横町第一地区市街地再開発組合

2 施行地区に含まれる地域の名称

沼津市町方町39-1番、39-2番、40番、41番、43番、44番、45番、46-1番、46-2番、47番、48番、49番、50-1番、50-2番、50-3番、50-4番、50-5番、50-6番、51番、52番、53-1番、53-2番、54番、55番、56番、57番、58番、59番、60-1番の一部、61番、62番、63番、64番、65番、66番、67番、68番、69番、70番、71番、72番、73番、74番、75番、76番、77番、78番、79番、80番、81番、82番、83番、84-1番、84-2番、85番、86番、87番、88番、89番、90番、91番、92番、93番、94番、95番、96番、97番、102番、103番、104番、105番、106番、107番、108番、109番、110番、111番、112番、115番の一部、116番、118番、119番の一部、120番の一部、121番、122番、123番の一部、125番の一部

沼津市通横町12番、13番、14番、15番、16番、17番、18番、19番、20番、21番、30番の一部、31番、32番の一部

沼津市大門町49番、50番の一部、54番の一部

沼津市八幡町159番、160番の一部、161番の一部、163番の一部

無番地 市道3757号線の一部、市道0238号線の一部

3 事務所の所在地

沼津市町方町106番

4 設立認可の年月日

平成30年3月12日

5 事業施行予定期間

事業計画認可公告の日から令和7年12月までとする。

6 事業基本方針の変更の認可の年月日

令和3年1月7日